「神戸市市民活動補償制度」　手続きの流れ《①事故発生の報告編》

地域団体等（責任者・従事者）	窓口（市の事業の所管課、区地域協働課）	地域協働局地域活性課	保険会社
事　故　発　生	※事故の日から30日以内に様式第１号の報告書を提出してください。		
【手続き①】事故発生の報告（手続き開始）・・・・・市民活動事故発生状況報告書兼事故証明書（様式第１号）を提出			
地域団体等の責任者 《市民活動事故発生状況報告書兼事故証明書（様式第１号）》 ※控えを保管してください。	●市が助成等を行い実施される市民活動の場合 市の事業の所管課 ●地域団体等の自主事業の場合 区役所地域協働課	受付・査定	協議 判　定
【手続き②】補償制度の対象となるか判定・・・・・市民活動補償金給付対象認定・不認定通知書（様式第２号）を送付			
傷害事故:地域団体等の責任者及び従事者 賠償責任事故:地域団体等の責任者	市民活動補償金給付対象（認定・不認定）通知書（様式第２号） ※地域協働局地域活性課より直接送付します。	結果の通知	通知
・傷害事故の場合は、死亡、治療終了、後遺障害の確定 ・賠償責任事故の場合は、示談の成立など賠償額の確定 ※手続きの流れ《補償金の請求編》へ	区役所地域協働課 市の事業の所管課	結果の共有	

「神戸市市民活動補償制度」　手続きの流れ《②補償金の請求編》

地域団体等（責任者・従事者）	窓口（市の事業の所管課、区地域協働課）	地域協働局地域活性課	保険会社

・傷害事故の場合は、
死亡、治療終了、後遺障害の確定
・賠償責任事故の場合は、
示談の成立など賠償額の確定

※次の日から30日以内に様式第３号の請求書を提出してください。
・法律的な解決を終えた日（賠償責任事故）
・傷害が全治した日（180日以内に全治しないときは180日を超えるその日）
・後遺障害が確定した日（180日以内に確定しないときは180日を超えるその日）
・死亡の場合は認定の通知を受けた日

【手続き③】補償金の請求・・・・・請求書（保険会社様式）などを提出

傷害事故:地域団体等の従事者
賠償責任事故：地域団体等の責任者
《請求書（保険会社様式）》
※必要書類は別途ご案内します。
※控えを保管してください。

市の事業の所管課
区地域協働課

受付・確認

提出

審査・確定

通知

【手続き④】補償金のお支払い

傷害事故:地域団体等の従事者
賠償責任事故：地域団体等の責任者

通知

補償金額の確認

市の事業の所管課
区地域協働課

結果の共有

補償金の支払い

地域団体等の責任者又は従事者
※決定の通知から30日以内に支払い